

平成 28 年 10 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	28年10月 農地部会		
日 時	平成28年10月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯	

氏 名	出 欠
事務局長 細 川 英 樹	○
事務局長補佐 藤 井 良 清	○
次長 岡 崎 伸 一 郎	○
書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	欠
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	○
31 小 原 邦 彦	○

18名中

16名出席

欠席届出 楠 井 常 夫

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	7 件	田 畑	4,080.00 m ² 3,433.00 m ²
第2号議案	合意解約	3 件	田 畑	6,315.00 m ² 3,155.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	2 件	田 畑	682.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	7 件	田 畑	2,737.55 m ² 225.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	0.00 m ² 49.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	47 件	田 畑	122,947.88 m ² 58,846.00 m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	279.00 m ² 0.00 m ²
		合 計	68 件 田 畑	137,041.43 m ² 65,708.00 m ²

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年10月20日 (木) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長

おはようございます。
定刻がまいりましたので、ただいまより10月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計68件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中16名の出席をいただいております、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、16番 楠井 委員
から 欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。
よろしお願いいたします。

大原部会長

あらためて、おはようございます。
委員の皆様におかれましては、稲刈りもほぼ終わり、ホッとされていることと思います。
今日は、お忙しいところ早朝よりご出席を賜り、ありがとうございます。
さっそくではございますが、議事に移りたいと思っております。

本日の署名委員を

9番 大久保 委員さんと

21番 新谷 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

9番 大久保 委員さん

20番 大西 委員さん

21番 新谷 委員さんと 私で、昨日の10月19日(水)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい

大原部会長 と存じます。
では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原部会長 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を
議題に供します。事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明
いたします。

1番、…、面積 501㎡、外1筆 計 963㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 119㎡、外1筆 計 204㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、…、面積 1,219㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、…、面積 647㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5番、…、面積 625㎡、外1筆 計 1,251㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6番、…、面積 337㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

7番、…、面積 2,892㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項
各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大 原 部 会 長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

田 路 書 記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」についてご説明申し上げます。

1番、…、面積 1,808㎡、外3筆 計5,352㎡。【議案読み上げ】

2番、…、面積 501㎡、外1筆 計963㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 2,892㎡、外1筆 計3,155㎡。【議案読み上げ】

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」3件 を受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

なお、第3号議案の 1番 につきましては、現地調査を実施しておりますので 9番 大久保委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

大 久 保 委 員 それでは、現地調査の状況を報告いたします。

大久保委員 1番、…、面積 506㎡、外1筆、合計 1,194.38㎡。【議案読み上げ】
この案件については、申請人は、現在アパートに住んどんですけど、
自分の田んぼをつぶしてそこに家を建てて住むと。母屋に親が住んどん
ですけど、親と同じ敷地で生活したいという案件です。
現場は、加茂町の上氏部交差点から南に約300m くらい行った所です。
国道11号線沿いにあるガソリンスタンドの西から 約150m入ったところで、
場所は非常にいいところです。
周辺の状況からこの田んぼは第2種農地に該当し、また周辺にも民家が
点在しております。
周辺への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、
周辺農地への影響は少ないものと思われまます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
この案件につきましては無断転用がありまして、それは親が住んでいる
自己住宅を建てる際に農地の一部に浄化槽を設置してしまったと。
面積は1坪の半分の0.5坪ほどですが、これについては始末書も提出して
おりまして、新築の農家住宅の建築と併せまして無断転用の解消をしたい
という申請内容です。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございます。
ただいま 大久保委員 さんより 現地調査の報告がありました、
他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎次長 はい、第3号議案 農地法第4条許可申請についてご説明させて
いただきます。
1番につきましては、先ほど大久保委員さんから現地調査の報告を
いただいたとおりで、補足説明はございません。

2番、…、面積 132㎡、外1筆、合計 282.52㎡。【議案読み上げ】
申請地は、福江町 二丁目で、国道11号線から北に 約180m 、
学園通りから東に 約300m に位置しております。
なおこちらは、無断転用となっております。
転用目的は、貸家と水路用地。
申請理由は、現在建っている住宅は昭和34年頃に申請者の義父が
建築し居住していましたが、亡くなったため現在は誰も住んでいません。
このままでは住宅の老朽化を早めるなど、管理上の問題も生じかねな
い状況でありました。

岡崎次長 そうしたところ、貸してほしいと依頼がありましたので貸家として利用することにしましたが、貸家として貸そうとしたところ無断転用であることが判明しました。そのため、無断転用となっている状況を解消したいと考え申請を行ったものです。

また、それとあわせて農道を挟んで北側の水路についても無断転用となっていることが分かったので、あわせてそれも解消するためにした申請です。

農地の区分としましては、都市計画により用途が第2種低層住居専用地域と定められている第3種農地に該当いたします。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

それから、無断転用による始末書の提出もあります。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局の説明がありましたが、第3号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番・5番については現地調査を実施しておりますので1番を9番大久保委員さんに5番を20番大西委員さんにそれぞれ現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

大久保委員 それでは、まず第4号議案5条申請

1番、・・・、面積575㎡、外1筆、合計613.88㎡。【議案読み上げ】これについては、田んぼ2筆、合計で580.22㎡あるんですが、この田圃を取得して、ここに太陽光発電設備を設置したいという5条申請

大久保委員

であります。

この現場は、鎌田池公園から南へ 約1.8km、そこから少し入りました所です。

無断転用の状況は、ありません。

農地の区分ですが、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除等により、現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整ができていますと確認できます。

またこの案件ですが、今年の8月部会で4号議案1番に出ておりましたが、書類不備により審議を延期され、部会後の平成28年8月29日付で取下願が提出され、取り下げられていた案件でございます。

太陽光発電設備を設置したいということですが、申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)が既に出されております。

この土地については、法務局の公図に隣接農地が表示されていないんですが、申請者と隣接地の所有者との間で申請地との境界線について同意書をもらっておるということで、全部問題点は解決しているということです。

以上です。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

引き続きまして 5番について 20番 大西委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

大西委員

それでは続きまして4号議案の5番、・・・、面積 225㎡。【議案読み上げ】場所は、市立東部中学校の北東 約200mに位置しております。

無断転用の有無は、あります。

転用目的は、非農家の自己住宅用地でございます。

申請理由ですが、譲受人は現在アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったので、住宅を建てられる場所を探していたところ、子供が通っている学校区と同じ地域で住宅を建築するのに手頃な申請地を見つけたので、譲ってもらいたいということで今回申請があった案件でございます。

農地の区分は、第3種農地に該当します。

周辺農地への影響でございますが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できております。

大 西 委 員 その他ですが、申請地は、平成28年7月部会で農地改良に係る届出を受理されていた農地であります。当該申請において、譲渡人は農地改良の届出を受理され農地造成を行っていたにもかかわらず、一度も農地としての利用を行わず、譲受人と契約を行ったということで、県担当者との協議の結果、無断転用に当たるとの回答を得ました。
なお、無断転用については始末書の提出をいただいております。

以上でございます。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
ただいま 大久保委員 さんと 大西委員 さんより 現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

まず、1番についてですが、ほぼご報告をいただいたとおりですが、譲渡人が労力不足により所有農地を耕作することが困難となってきたところ、太陽光発電設備の用地を探していた譲受人が申請地を気に入って、所有権移転により太陽光発電設備及び道路用地として利用するために申請を行ったということですが、こちらについては法務局に備え付けてある公図と坂出市税務課資産税係に備え付けてある更正図とが食い違っていることが問題となっております。
その食い違いは何かといいますと、本申請の隣接地と思われる農地と併せ利用地である進入路について、登記簿謄本では存在している土地が法務局の公図上に存在しておらず、坂出市税務課資産税係備え付けの更正図には存在しているということで、その原因を調べるため、法務局で公図の旧図を請求し確認したところ、折り畳んで保管されていた旧図の折り目の部分が激しく破損しており、一部地番や土地の形状を読み取れない箇所があるため、その部分について公図を新しく作成する際に表記されなかったのではないかと思います。
事務局としても当初、公図に表記のない地番については申請人が地図訂正を行い、市税務課資産税係備え付けの更正図と食い違いの無いようにしてからでないかと受け付けることはできないと断っていたんですが、先日申請が提出された際に県の農地転用担当者と協議したところ、農地転用申請の添付書類は不動産登記法第14条第1項に規定されている登記所備え付けの地図、いわゆる公図の添付が必要であり、市町の税務台帳や土地システムの図面の写しは添付書類としては認

藤井事務局長補佐

められないとなっているので、市税務課資産税係備付けの更正図と食い違っているから受けられないというのは間違っているのではないかと。ましてや公図に申請地ではなく、隣接する土地の所在が明らかでないからといって関係のない申請人に費用を負担させてまで地図訂正をさせるのは行き過ぎであり、現在登記所に備え付けてある公図で申請を受け付けるべきであるとの指導を受けております。

そこで今回の申請では、公図に表記されていない隣接農地の境界につきましては、現況を図示した上でそれぞれの隣接所有者を明記し、境界線を表示した上で同意書に押印するとともに図面にも割印を押印してもらっております。

また、併せ利用地である進入路についても、たまたま表示されている土地と表示されていない土地の所有者が一緒だったので、現況を図示した上で利用する箇所を着色し、所有者から通行の同意をもらっております。

坂出市税務課資産税係備付けの更正図とは多少位置や形状が異なっているように見えるんですが、当事者同士が同意しているので止むを得ないと判断いたしました。

2番、・・・、面積 422㎡。【議案読み上げ】

申請地の場所は、市立加茂幼稚園から南西へ 約30m に位置します。無断転用はありません。

転用目的は、共同住宅用地です。

申請理由としまして、譲受人は、周囲が宅地化し幼稚園や小学校も近い申請地を譲り受け、戸建賃貸住宅を建築し、将来的な収入の糧を得るため、申請を行ったということです。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

3番、・・・、面積 58㎡、合計 388.62㎡。【議案読み上げ】

場所は、林田町港自治会館から東に 約400m に位置します。

無断転用の案件です。

転用目的ですが、非農家の自己住宅用地の拡張ということです。

申請理由につきまして、譲受人は平成20年に併せ利用地部分である宅地を購入しましたが、購入後に譲渡人から譲渡人の親族が昭和52年頃に建築した時から建物が申請地にはみ出ており、無断転用状態であることを知らされ、今回その無断転用を解消して所有権移転を行うため

藤井事務局長補佐

申請を行った案件です。

農地の区分としては、農用地になっておりましたが農用地除外申請中でありまして、今回事前協議回答も平成28年9月23日に県から帰ってきております。農用地除外後は、土地改良事業も圃場整備も行っていないということで、2種農地に該当すると思われま。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、無断転用について始末書の提出をいただいております。

4番、・・・、面積 727㎡、合計 773㎡。【議案読み上げ】

申請地の場所は、高屋町塩口自治会館から西へ 約60m に位置します。無断転用はありません。

転用目的は、貸事務所、貸工場 用地です。

申請理由としまして、譲受人達が役員を務めている会社は林田町の借り土地で工場を建築し事業を営んでいます。近年周辺の住宅化が進み騒音等の問題で現在の場所で工場を営むことが困難になってきました。そのため、周囲に住宅の少ない土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人との交渉の結果、譲ってもらえる事となったが、会社の資金面の都合で譲受人達が申請地を購入し造成、事務所及び工場の建築を行い会社に貸し付ける貸事務所、貸工場として利用するために申請を行ったものです。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当すると思われま。周辺農地への影響につきましても、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他についてですが、譲受人と会社との土地・建物賃貸借仮契約書の添付があります。

続いての、5番は、ほぼ大西委員より現地調査報告をいただいたとおりでございますが、さきほども報告の中に7月部会で農地改良を行いたいということで届出をし、農地改良を行っていたんですが、まだ造成が完了もしていないのに5条申請で譲渡したいと話がありましたので、県の担当者とも協議したところ、農地として利用するために造成をしていたのに一度も農地として利用せずに農地転用を行うということは無断転用に当たるということで、無断転用として始末書の提出をいただいております。

その他については、現地調査報告をいただいたとおりです。

6番、・・・、面積 7.33㎡、合計 583.42㎡。【議案読み上げ】

藤井事務局長補佐

場所は、市立白峰中学校から南に 約600m に位置します。

無断転用の案件です。

転用目的ですが、農家住宅拡張の用地として利用したいということです。申請理由につきまして、譲受人は、平成8年頃にそれまで汲み取り式だったトイレを水洗式に切り替えるため浄化槽を設置する必要性があり、設置する場所を探していたが、敷地内は手狭で設置する場所がなかったので譲渡人の承諾を得て設置していたが、農地転用の許可申請を行っていなかったため、今回その無断転用を解消して所有権移転をするために申請を行った案件です。

農地の区分としては、農用地になっておりましたが農用地除外申請中でありまして、今回事前協議回答も平成28年9月23日に県から帰ってきております。農用地除外後は、土地改良事業も圃場整備も行っていないということで、2種農地に該当すると思われまます。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、無断転用について始末書の提出をいただいております。

7番、・・・、面積 943㎡。【議案読み上げ】

場所は、林田町港自治会館から北東に 約500mに位置します。

無断転用はありません。

転用目的ですが、共同住宅の用地として利用したいということです。

申請理由につきまして、譲渡人であるお父さんも譲受人の息子さんも県外に居住しており、耕作放棄地となっている申請地に耕作者を募ったが誰もおらず、農地としての利用をあきらめ将来の糧を得るために譲渡人の父から使用貸借で借り受け共同住宅の経営を行うため申請を行った案件です。農地の区分としては、農用地になっておりましたが農用地除外申請中でありまして、今回事前協議回答も平成28年9月23日に県から帰ってきております。農用地除外後は、土地改良事業も圃場整備も行っていないということで、2種農地に該当すると思われまます。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、隣接地についても今回と同様に、平成26年2月に申請を行い、平成26年4月4日に許可を受けて現在も共同住宅の経営を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

- 大原部会長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明がありましたが、第4号議案について、なにか
ご意見・ご質問等はありませんか。
- 各委員 【異議なし】の声あり
- 大原部会長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」
7件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達する
ことと致します。
- 大原部会長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。
なお、第5号議案については 現地調査を実施しておりますので
20番 大西委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。
- [現調委員] <現地調査報告>
大西委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」について、ご報告いたします。
- 綾野委員 1番、…、面積 49㎡。【議案読み上げ】
申請地は、聖マルチン病院の建物とその南側にある駐車場の間に位置
しております。
申請理由は、農地法施行以前より墓地として利用していたためです。

以上です。
- 大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま、大西委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、
事務局の補足説明があればお願いします。
- 岡崎次長 第5号議案「非農地証明願」につきまして、説明いたします。
さきほど大西委員さんから報告していただいたとおりですが、補足として
説明しますと、みなさんご存知だと思いますが、現在マルチン病院の建物
の工事をしてありますが、それに関連して今回の申請地が農地で残って
いると分かったため、今回墓地として非農地証明を申請したものであります。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。
- 大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま事務局より補足説明がありましたが、第5号議案についてなに

大原部会長 かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」47件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田路書記 それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」47件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が3件、更新が23件、再設定が21件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が22件となっております。

以上、農用地利用集積計画書47件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございます。

事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」47件について、原案通りこれを受理し、処理してまいり

大原部会長 ます。

大原部会長 続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件を議題に供します。

事務局に、第8号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 165㎡、外2筆、合計 960.55㎡。【議案読み上げ】

藤井事務局長補佐 場所は、林田町港自治会館から県道 大屋富築港宇多津線(186号線)沿いに南東へ 約300m に位置します。
無断転用は当初からありませんでした。
転用目的は、工場へ商品を搬入するための駐車場ということで、変更の理由として、当初は申請地東側に隣接する水路との間に擁壁を設置する計画で許可を受けていたが、転用に当たり地元水利組合から水路の改修要望があり、譲受人が改修工事を行うこととなった。その工事で改修した水路構造物の側面を当初設置予定であった擁壁の代わりとして利用出来るので、当初の計画から申請地に擁壁を設置しない方法に計画を変更したいと変更申請を行ったものである。
県の担当者に今回の件について計画変更申請が必要か確認したところ、計画の変更により関係者等の同意について変更を生じる可能性があるので、計画変更申請が必要であるとの回答を受けて申請を行ったものです。
農地の区分は、第3種農地の用途区域が第二種住居地域に該当します。計画変更後の被害防除についても現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと考えられます。
また、新たな計画においても、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大原部長 事務局の説明がございましたが、第8号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部長 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細川事務局長 農家相談
①新規就農における下限面積の考え方について
連絡事項
①故梶野農政部会長職務代理のお悔みについて

細川事務局長 ②農業委員視察研修の日程について(11月前半→2月末～3月に)
③農業委員研修会の出欠確認について

大原部会長 それでは、これをもちまして10月の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(10時07分閉会)